

2024年4月1日

団体会員にご所属の皆さまへ

中央労働金庫

2024年度「緊急生活応援ローン」のご案内

平素は<中央ろうきん>をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、勤務先企業の事情または新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等が発生した際に、当面の生活資金としてご利用いただける「緊急生活応援ローン」をご用意しております。

2024年度も下記のとおり「緊急生活応援ローン」をお取り扱いいたしますので、ご案内いたします。

記

1. 「緊急生活応援ローン」について

(1) 商品概要

	商品概要
お申込み いただける方	本商品の取扱いについて <u>協定書を締結いただいた団体会員*</u> の構成員の方 ※当金庫の取引条件を満たされた方が対象となります。
お使いみち	勤務先企業の事情による賃金・一時金の切り下げ（賃金カット）もしくは賃金遅欠配、または新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等が発生したことによる当面の生活資金 ※事業性資金、投機目的資金、負債整理資金、賃貸の用に供する不動産の取得およびリフォームに係る資金（借換資金を含む）にはご利用いただけません。また、ろうきんローン返済のための資金にはご利用いただけません。
ご融資金額	1万円以上100万円以内（1万円単位） ※雇用形態や審査内容によって融資限度額が異なる場合がございます。
ご返済期間	10年以内（1ヶ月単位） ※2年以内の元金返済据置期間を含みます。
金 利	【固定金利型】年1.90%
保 証	当金庫指定の保証機関をご利用いただきます。 ※保証料は当金庫が負担します。
そ の 他	ご利用にあたっては会員・当金庫間で協定書を締結する必要があります。

※団体会員とは：中央労働金庫に出資いただいている次の団体をいいます。①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の条件を満たすもの。なお、対象とならない場合もございます。詳しくはお取引店までお問い合わせください。

(2) 取扱期間

2024年4月1日（月）から2025年3月31日（月）お申込受付分まで

以 上